

中小企業連携組織等支援事業実施要領

「組合等活動支援事業」、「青年部研究会事業」、「組合等女性部活動支援事業」

岐阜県中小企業団体中央会

1. 目的

県下中小企業組合等の連携組織、組合青年部並びに組合女性部、女性経営者・役員等で組織される連携組織等（以下「組合等」という。）が抱える諸課題を解決するため、中央会指導員が専門家等を活用し、その課題解決に向けて支援を行うことを目的とする。

2. 事業の内容

(1) 本事業のテーマは、次に掲げるもののうちから選定する。

- ①商業・サービス業組合等が抱える諸課題への対処
- ②各種連携組織によるものづくりや新分野への進出等への対処
- ③地域の活性化や地域産品のマーケティング等の地域おこしへの対処
- ④労働問題や労働力確保への対処
- ⑤地域産業の活性化への対処
- ⑥物流効率化法又は物流問題への対処
- ⑦エネルギー環境問題への対処
- ⑧情報化促進への対処
- ⑨組合等の管理・事業運営、会計税務等の再検討、法律問題への対処
- ⑩組合等が構成員を対象として実施する人材養成に係る研究
- ⑪地域ブランド創出、地域団体商標登録についての諸課題への対処
- ⑫経営管理、販売管理、経理、財務、労務、組織運営等に関する各種研究
- ⑬青年経営者、女性経営者・役員等の資質向上を図るための研究

(2) 事業の実施方法

- ①事業内容によって「講義方式」、「討議方式」、「事例研究方式」等を行うことができる。
- ②事業内容、4に定める事業実施対象区分により「組合等活動支援事業」、「青年部研究会」、「組合等女性部活動支援事業」を選択選定する。

3. 事業の対象となる経費

事業の対象となる経費
謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷費、借損料、消耗品費、通信運搬費、その他特に必要と認める経費

※本事業の対象となる経費については、原則として別添の「中小企業連携組織等支援事業支出基準」に基づき支出する。

4. 支援対象となる組合等の種類等

①組合等活動支援事業の対象となる組合等は、次のとおりとする。

ア. 事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会

イ. その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるもの（生活衛生同業組合ほか）

ウ. 一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人

エ. 有限責任事業組合（LLP）、共同出資会社、任意グループ

②青年部研究会事業の対象となる組合等青年部は、4①ア又はイに定める組合等の青年部とする。

③組合等女性部活動支援事業の対象となる組合等女性部は、4①ア又はイに定める組合等の女性部、又は女性経営者・役員等で構成する組織とする。

5. 支援対象とする組合等の選定

中央会は、組合等から申込みのあつた場合には、次の要件に該当するかどうか十分審査を行い、選定するものとする。

(1) 当該組合等が第4に定める組合等であること

(2) 実施しようとする事業内容が適切であり、かつ、本制度の趣旨に合致していること

6. 組合等に対する指導

中央会は、中小企業連携組織等支援事業を行う組合等に対し、その事業の円滑な実施を図るための指導を行うものとする。

7. 事業の完了時期

本事業は、国の当該会計年度末までに完了するものとする。

8. 経理処理

中小企業連携組織等支援事業の経理処理は、中央会において処理するものとし、事業に要した経費の3分の1以上（事業実施に際して実施計画時より事業経費が増加した場合は増加分を加算）の金額については、組合等が負担するものとする。

(附則)

この要領は、平成24年1月30日から適用する。

中小企業連携組織等支援事業支出基準

手当等の金額は、次の基準を参考にする。

1. 専門家謝金

①大学教授クラス及びこれに準ずる者	1時間につき	30,000円以内
	その後30分につき	10,000円以内
②大学助教授クラス及びこれに準ずる者	1時間につき	25,000円以内
	その後30分につき	7,000円以内
③学識経験者及びこれに準ずる者	1時間につき	20,000円以内
	その後30分につき	5,000円以内

1. 会議費 茶菓のみの場合1人当たり 500円以内
(但し、必要と認められる場合のみ)

1. 会場借料 1日につき 20,000円以内
(可能な限り公共施設を利用すること)

1. 旅費 岐阜県中小企業団体中央会の「旅費規定」による
(交通費については、公共交通機関実費とする)